

## 京都食肉市場ブランドP R 業務仕様書

### 1 業務名

京都食肉市場ブランドP R 業務

### 2 業務委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 業務目的

京都食肉市場ブランド（以下「市場ブランド」という。）のS NSアカウント等で情報を発信し、市場ブランドの消費者への浸透を図る。

#### (1) 市場ブランド

京都市中央食肉市場（以下「市場」という。）では、生産農家が丹精込めて育てた良質な牛・豚を全国各地から集荷し、徹底した品質管理のもと、高度な技術を継承した職人による加工が行われており、当市場から出荷される良質なお肉を「京都食肉市場ブランド」と認定している。

#### (2) 市場ブランドS NSアカウント

X : @kyoto\_syokuniku

Instagram : kyoto\_syokuniku

### 4 委託業務の内容

#### (1) 市場ブランドS NSアカウントでの情報発信

##### ア 市場ブランド取扱店舗の紹介

紹介店舗の開拓、掲載原稿の作成、掲載画像、動画の調整、掲載内容の店舗への確認、S NSアカウントでの投稿。

##### イ 市場の関連情報の発信

掲載原稿の作成、掲載画像、動画の作成・調整、S NSアカウントでの投稿。

##### ウ 市場の関連情報の英語での発信

掲載原稿の作成、掲載画像、動画の作成・調整、S NSアカウントでの投稿。年3回以上の実施。

##### エ その他市政情報等の発信

##### オ 頻度

月2回以上の投稿。

#### (2) S NSアカウントフォロワー数増加キャンペーンの企画及び実施

年3回以上実施することとし、内2回は令和8年5月開催予定の「京都食肉市場まつり」、令和8年10月開催予定の「京都肉祭」に連動したキャンペーンを行うこと。

#### (3) 市場P Rイベントの企画、運営補助

### 5 業務進行及び管理

#### (1) 業務の実施に当たっては、企画担当者を配置し、その者が主として業務を行うこと。

また、逐次、京都市と協議を行い、京都市の指示により業務を進め、情報の発信や企画を実施する場合は事前に京都市の許可を得ること。

#### (2) 業務の打合せについては適宜行うが、初回及びキャンペーン等のP R企画の打合せには企画担当者が出席すること。

- (3) 現地調査等の必要調査については、必要であれば適宜実施すること。
- (4) 協議資料及び業務の遂行に当たり京都市が提出を求める資料等については、その都度、京都市が求める部数の紙資料及び電子データを提出すること。
- (5) 業務の実施に伴い必要となる資料のうち京都市が所有するものについては、可能な限り提供する。
- (6) 成果物に係る著作権は、京都市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に京都市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、成果物を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に京都市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 市場ブランドＳＮＳの使用に際しては、X社、メタ・プラットフォームズ社の利用規約を遵守すること。

## 6 成果物の提出

- (1) 市場ブランドＳＮＳアカウントでの情報発信に係る成果物は、履行期間途中においても都度引渡しを行うものとする。
- (2) 受託者は、上記のほか、業務の実施に伴う成果物について、京都市の指示に従い提出するものとする。

## 7 報告及び報告書の提出

- (1) 業務委託期間終了後、ただちに報告書を電子データにより提出すること。なお、報告すべき内容は、次のとおりとする。
  - ア 市場ブランドＳＮＳアカウントでの情報発信  
情報発信の日及び内容
  - イ ＳＮＳアカウントフォロワー数増加キャンペーンの企画及び実施  
企画内容、キャンペーン参加者数及び実施前後のフォロワー数比較
  - ウ 市場ＰＲイベントの企画、運営補助  
企画内容及び実施業務の内容
- (2) 受託者は、上記のほか、報告すべき内容について京都市の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、履行状況を証する資料を保管し、正確な状況を把握するとともに、京都市がその閲覧又は報告を求めた場合は、隨時提出すること。なお、保管の期間は、京都市の検収が終了するまでとする。

## 8 請求及び支払

委託費用は、業務終了後に、請求に基づき支払うものとする。

## 9 秘密の保持

受託者は、業務の遂行に当たり次の対策を実施すること。

- (1) 個人情報の保護
  - 個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては京都市個人情報保護条例、京都市情報セキュリティ対策基準及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 守秘義務
  - 業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこ

と。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

京都市の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務目的以外に利用し、又は京都市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

業務を処理するために京都市から提供された個人情報が記録された資料等を、京都市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(5) 事故発生時の報告

個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん等の事故が生じたときは、直ちに京都市に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(6) その他、受託者は、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定めのある事項について遵守しなければならない。

## 10 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ京都市が認めた場合はこの限りではない。

## 11 その他

(1) 受託者は、業務遂行に当たり労働法その他の関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、提案内容に基づき京都市と協議して定めた業務及び受託者として果たすべき責務について誠実に履行すること。

(3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

(4) 受託者が業務を実施するうえで、京都市若しくは第三者に損害を与えたときは、京都市の責に帰すべきものを除き、受託者はその損害を賠償すること。

(5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、京都市が定めるものとする。